

農業振興普及課

今こそ放牧をしてみませんか!!

放牧は牧草の調整や刈り取り、給餌、除ふん等の作業の省力化だけでなく、飼料費や労働費の低コスト化に期待できる技術です。また、簡易スタンションや水飲施設、庇陰施設等の資材を揃える事で、畜舎の新設や増築に比べ非常に低コストで規模拡大を行うことができ、本県でも取組を推進しています。

取組の事例

○飼養管理の省力化(労働時間の短縮) (単位:時間 繁殖牛年)

	実施前①	実施後②	②/①
飼料給与・調整等	91.0	54.4	59.8%
除ふん・清掃等	7.0	3.4	48.6%
飼養管理計	98.0	57.8	59.0%
飼料作物関係	17.1	8.0	46.8%
計	115.1	65.8	57.2%

事例の条件 飼養頭数:22頭(実施前)→31頭(実施後)
放牧面積:220a
資料:放牧事例集(平成18年3月、県畜産課)

○生産コストの低減(飼料費) (単位:時間 繁殖牛年)

	実施前①	実施後②	②/①
購入飼料費	156,061	136,865	87.7%
自給飼料費	76,408	38,815	50.8%
合計	232,469	175,680	75.6%

事例の条件 飼養頭数:17頭(実施前)→20頭(実施後)
放牧面積:90a
資料:放牧事例集(平成18年3月、県畜産課)を基に、H27和子牛1頭当り生産費(第63次九州農林水産統計年報)により試算

また、放牧は耕作放棄地を活用できるため、地域環境の改善やイノシシ等による獣害抑制につながるなど多面的なメリットがあります。放牧を行うために必要な資材等への助成等もありますので、興味のある方は農業振興普及課畜産担当までご相談ください。

放牧前



放牧後



狩猟者へお知らせ



【狩猟期間】令和元年11月15日(金)～令和2年2月15日(土)まで
(ニホンジカ及びイノシシのみ R1.11.15(金)～R2.3.15(日)まで)

●狩猟前に必ず確認しましょう!

- ① 事故や違反のないよう、狩猟読本等をよく読み、狩猟を行いましょう。
- ② 人が近くにいる可能性がある田畑、山林及び山道などでは、特に注意しましょう。
※昨年度、富江町の公道を散歩中、すぐ近くで銃声を聞いたという通報がありました。
事故が発生すれば、死亡などの被害はもちろんのこと、狩猟の社会的信用も失うこととなります。
- ③ 銃の矢先に建物・農作物など無いか、獲物が狩猟鳥獣であるか十分に確認し、少しでも不安を感じた時は、発砲しないでください。
- ④ 捕獲後の鳥獣の処理は適正に行いましょう。
※昨年度、岐宿町一の河川でイノシシ解体後の残渣及び頭部の不法投棄がありました。法令上禁止であり、衛生上も問題です。山中の埋設など適正な処理をお願いします。

【問合せ先】
五島振興局農業振興普及課
TEL:0959-72-5115

●特例休猟区の解除

休猟区名:富江長峰特例休猟区
存続期間:平成28年11月1日～令和元年10月31日
※昨年10月末で存続期間が終了し、狩猟可能となっています。

